

退職

〔 運転者証返納 〕

[提出書類]

- ① 運転者証
- ② 運転者証返納届

※乗務員が退職したら直ちに（遅くとも7日以内に）運転者証を返納して下さい。

※返納が遅れた場合は、「理由書」も提出して下さい。

令和 年 月 日

広島県タクシー運転者登録センター 殿

住 所

事業者名

代表者印

(担当者名

)

運転者証返納届

下記の運転者証を返納します。

登録番号	氏 名	事 由
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
-		
返納の事由		
登録の消除 (免停等)		<ul style="list-style-type: none">・登録の取消処分・最初の処分日数が40日以上 の免停、免許失効、免許取消 (免停・失効・免許取消は、期日 期間も記入して下さい)
退 職 選 任 解 除		<ul style="list-style-type: none">・退職又は解雇・運転者としての選任を解き、 事務職等に職種を変更した・欠勤等により運転者としての 選任を解いた・他の指定地域へ転出した
死 亡 紛 失 発 見		<ul style="list-style-type: none">・登録運転者が死亡した・紛失した運転者証を発見した